

海南市民温水プール／下津室内プール

市民水泳教室（おとなクラス）のご案内

市民水泳教室会員 規約

名 称

第 1 条 本教室の名称は、市民水泳教室といたします。（以下「本教室」といたします）

運 営

第 2 条 本教室の運営・管理（会員資格の得喪変更、受講料等の収受、会員規約の制定・改廃等）は海南市民温水プール・下津室内プール指定管理者 特定非営利活動法人海南市水泳協会（以下「水泳協会」といたします）が行います。

目 的

第 3 条 本教室は海南市民温水プール・下津室内プールを利用し会員の健康維持・増進を図るとともに、地域の水泳普及に貢献することを目的とします。

入会資格

- 第 4 条
- ①本教室に入会できる方は、クラスごとに定められた各要件を満たし、本教室の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「会員」といたします）
 - ②刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員のプール利用に支障を来す可能性がある方、その他水泳協会が不適当と認める方は入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

入会手続

- 第 5 条
- ①本教室に入会する方は所定の入会手続を行い、水泳協会の承認を得たうえ、定める受講料等をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
 - ②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申し込み手続をとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約にも基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

会員資格停止及び除名

- 第 6 条 水泳協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名することができます。
- 一 本教室の受講料等を3ヶ月以上滞納したとき。
（除名の場合、除名以前の受講料等は全て納入していただきます。）
 - 二 海南市民温水プール・下津室内プールの施設及び設備を故意に毀損したとき。
 - 三 本規約に違反したとき。
 - 四 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。

五 伝染病等他人に伝染、感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

六 水泳協会が社会通念に照らし、本教室会員としてふさわしくないと認めたととき。

会員資格の譲渡禁止

第7条 会員は、その会員資格を他に譲渡することはできません。

会員証（カード）

第8条 水泳協会は会員に対して、会員証を発行します。なお、会員が本教室を受講する際には会員証を提示しなければなりません。（紛失等による会員証の再発行には、再発行手数料が必要になります。）

受講料等の支払

第9条 会員は水泳協会が定める受講料等を所定の方法で支払わなければなりません。受講料等の金額、支払期限及び支払方法等は水泳協会が定めるものとします。

（受講料等は、会員が本教室の会員資格を有する限り、実際に受講していない場合も支払い義務が発生します。）

退 会

第10条 会員は各月組の指定日までに水泳協会に所定の退会届を提出することにより、その月組限りで退会することができます。原則として、電話等での退会は受け付けません。指定日を過ぎた場合は翌月組扱いになります。なお、水泳協会が退会届を受領しない限り受講料等の支払義務は発生するものとします。

実施日程

第11条 本教室は、※月組単位の受講になり、別紙（市民水泳教室カレンダー）に表記する日程で実施します。ただし、施設の安全管理面から緊急を要する工事等が発生した場合に、日程を変更する場合があります。

※（1回／週）×4週＝ひと月組

教室の中止

第12条 本教室は次の事由により受講時間の一部または全部を中止する場合があります。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本教室の業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設及び設備の緊急工事等が発生したとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化があったとき。
- 四 その他中止の必要があると認められるとき。

変更事項

第13条 会員は住所または連絡先等、入会申込書記入事項に変更があった場合は、速やかに水泳協会へ届け出るものとします。

受講料等の改定

第14条 水泳協会は会員が負担する受講料等を改定することができます。この場合水泳協会は改定日の1ヶ月前までに、館内掲示等で会員に告知するものとします。

細 則

第 15 条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、水泳協会が定めるものとします。

改 定

第 16 条 本規約の改定及び変更は水泳協会により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までに、その内容を館内掲示などで会員に告知するものとします。

附 則

第 17 条 本規約は、海南市民温水プール市民水泳教室に於いて、2017 年 4 月 1 日より施行します。下津室内プール市民水泳教室に於いては、2019 年 4 月 1 日より施行します。

個人情報保護方針について

〔個人情報の管理〕

水泳協会は、海南市個人情報保護条例及びその他関係法令を遵守し、保有する個人情報の安全管理の為、必要かつ適切な措置を講じます。

〔利用目的と収集範囲〕

水泳協会は、予め個人情報を利用する目的を明確にし、個人情報を取扱う事務を遂行する為、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集します。

〔個人情報の利用〕

水泳協会は、利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。

〔第三者への提供〕

水泳協会は、海南市個人情報保護条例及びその他関係法令に基づき、利用目的以外に水泳協会以外の者に個人情報を提供しません。

〔個人情報の開示〕

お預かりした個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者に提供・開示しません。但し、予め水泳協会との間で秘密保持契約を締結している業務委託先、及び関係会社に必要な範囲内において開示する場合、法令に基づき水泳協会が開示を求められた場合、司法または行政機関から開示を求められた場合はこの限りではありません。また教室受講者からお預かりした個人情報の確認を、ご本人が希望される場合は、合理的な範囲で対応します。

注意事項

この度は、市民水泳教室にお申込みいただき有難うございます。
下記の注意事項をお読みいただいた上で、ご受講ください。

賠償責任保険（教室実施中の事故）

海南市民温水プール・下津室内プール指定管理者（海南市水泳協会）は施設賠償責任保険に加入しています。海南市水泳協会職員及び施設・設備の管理等に起因する事故については、保険が適用されます。ただし、本人の過失による事故については保険の対象外となります。

駐 車 場

時間帯により大変混雑しますが、時間の長短に関わらず駐車スペース以外での駐停車は固く禁じます。

車から離れる際には施錠し、車内に貴重品等を放置しないでください。（駐車場内での盗難及び事故については、一切責任は負いません。）

水泳用具

〔水 着〕

指定はありません。

〔水泳帽子（スイムキャップ）〕

必ず着用願います。

教室前の体調チェック

教室当日の体調には十分留意してください。運動前の血圧測定を心掛けましょう。

入館されたら…

1. 会員証（カード）提出と使用料の支払い

- ①受付窓口前にある小箱（カード入れ）に、カードをお入れください。お忘れの際は、必ずお申し出てください。
- ②プール使用料をお支払いください。（現金・回数券・パスポート券等）
但し、シルバー・らくらくクラス・いきいきクラスは“受講料等”にプール使用料が含まれています
ので、窓口でのお支払いは必要ございません。
- ③その他
カードの氏名・クラス・バーコードが隠れるようなシールは貼らないでください。
カードの再発行には“手数料”が必要ですので、ご注意ください。

2. 更衣室にて

- コインロッカーの施錠をお忘れのないよう、ご注意ください。
- ①コインロッカーの施錠には100円硬貨が必要ですが、開錠後に返却されます。
 - ②コインロッカーの“鍵”を紛失された場合、取替代金をお支払いいただきます。

3. プールにて

教室開始時刻までに、各自シャワーと準備運動をお済ませのうえ、教室専用レーンでお待ちください。但し、シルバー・らくらくクラス・いきいきクラスを除きます。

4. お帰りの際に

- ①お忘れ物にご注意ください。
- ②廊下の床面を濡らさないようご注意ください。廊下の床面が水に濡れると滑りやすく大変危険です。更衣室を出る際には、足をよく拭き、荷物や髪の毛から水滴が落ちないようにご注意ください。
- ③会員証（カード）をお持ち帰りください
入館の際に提出されたカードを、受付窓口前のテーブルに並べ置いていますので、取り間違いに注意し、お持ち帰りください。
尚、事務的な都合上、カードに記載の氏名が“他の方の目に触れる返却方法”となります。ご了承ください。
- ④はき物の間違いにご注意ください

● その他

教室を欠席する場合

お電話で欠席される旨をご連絡ください。

シルバー・らくらくクラス・いきいきクラスを欠席された場合に限り、プール利用券（以下、※欠席使用券）を発行いたします。（※欠席使用券には、使用期限はありません。）

欠席振替受講 制度

欠席分を別日に振替えて受講できる欠席振替受講制度を実施しています。但し、以下にご注意ください

- ①振替は、欠席日と同じ月組内とします。また、欠席予定日の振替えも可能です。
- ②事前にお申し込みが必要です。
お申し込みの受付は、当該月組実施期間内とします。
希望される振替先クラスの受講人数や、すでに振替受講のお申し込みが多数あった場合、お申し込みをお受けできない場合がございます。
- ④振替受講当日受付窓口にて、会員証（カード）の提出と、プール使用料（現金もしくは、欠席使用券）の支払いが必要です。
- ⑤お申し込み後に、日程などの変更はできません。
- ⑥振替先対象クラスは、大人クラスのいずれかとなります。

教室の中止

次のような場合は、教室を中止します。

シルバー・らくらくクラス・いきいきクラスに限り、欠席利用券を発行します。

但し、中止になった教室の振替や、返金はいたしません。

- ①教室開始時刻30分前の時点で、※気象警報が発令されていた場合。（らくらくクラス・いきいきクラスに限り60分前時点とします。）
仮に、30分前を過ぎた直後に、警報が解除された場合でも中止です。また、教室実施中に※気象警報が発令された場合も直ちに中止します。
※気象警報＝波浪警報・高潮警報を除く
- ②プール施設及び設備に、緊急を要する補修工事等が必要になった場合。

受講料等の納入について

受講料等は前納制とし、ゆうちょ銀行自動払込にて前月の20日（市民温水プール）27日（下津室内プール）に口座振替を行います。また、預金残高不足等により振替ができなかった場合は、同月末日に再度振替を行います。

（振替日が土日祝の場合は、ゆうちょ銀行の翌営業日となります。）

- ①入会初月組分の受講料等は、現金で納入していただき、それ以降の納入は口座振替での納入となります。但し、入会時期により二ヶ月組分を納入いただく場合がございます。

教室を退会する場合

市民水泳教室カレンダーに記載の、当該月組ごとの退会締切日までに、受付窓口へ所定の用紙に記入の上、提出してください。

締切日を過ぎた場合、当該月組は在籍扱いとなり、受講料等の納入義務が発生します。

原則、電話やeメール等による届出は、お受けいたしません。

クラスを変更する場合

市民水泳教室カレンダーに記載の、当該月組ごとのクラス変更締切日までに、受付窓口へお申し出ください。

希望されるクラス（変更先）の受講者枠に空きがない場合は、補欠者としてお待ちいただき、欠員が出しだい順に変更いただきます。

□海南市民温水プール

〒642-0015 海南市且来 1387-3

電話 073-483-8731 Fax073-483-8834

□下津室内プール

〒649-0111 海南市下津町方 453

電話 073-492-0276 Fax073-492-0276

Web サイト（両施設共通） <http://kainancitypool.com/wp/>

災害発生時（大きな揺れを感じたら…）

災害発生時には、スタッフの指示に従い、下記の避難経路にて速やかに避難してください。

〔プール室にいたときは〕

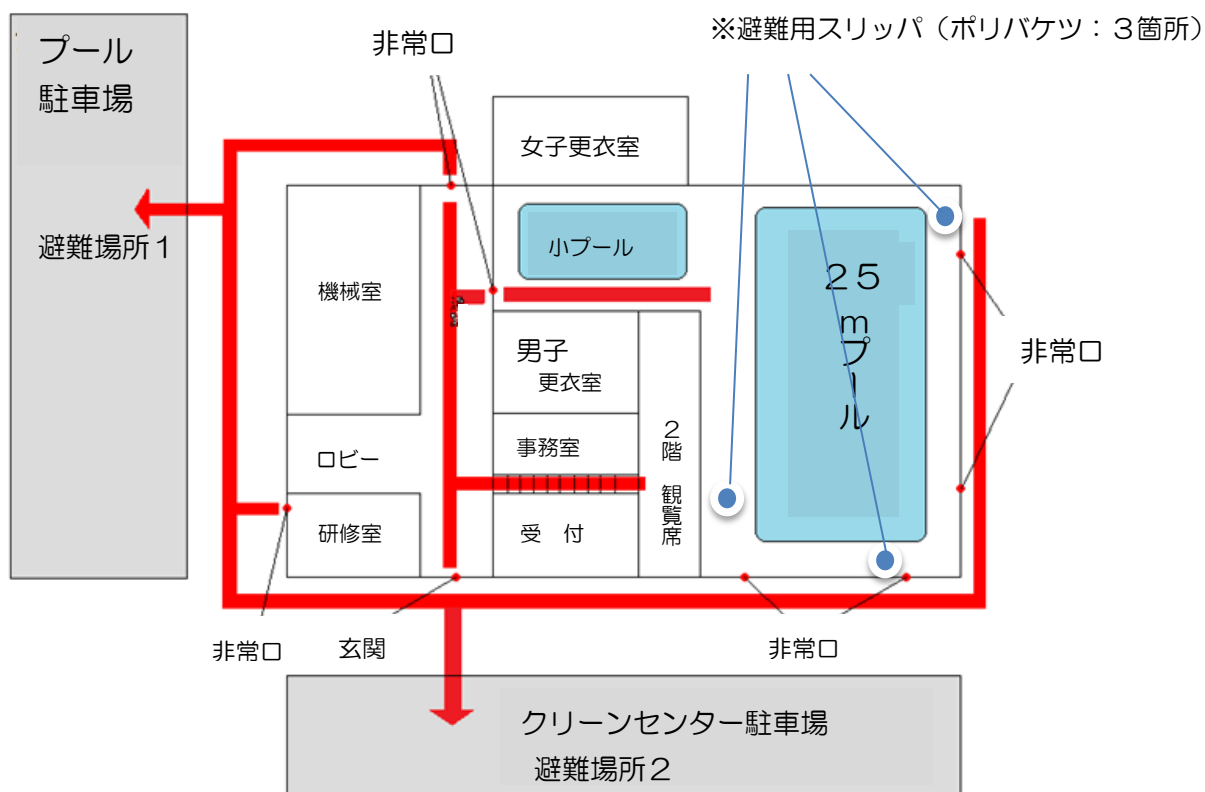
速やかに退水した後、ビート板で頭部を保護し、安全かつ最短距離となる経路を選択し、避難してください。プールサイド床面にガラス片が散乱している場合は、※避難用スリッパをご使用ください。


〔観覧席・ロビーにいたときは〕～利用者及び保護者の方～

お手持ちのカバン等で頭部を保護し、安全かつ最短距離となる経路を選択し、避難してください。

付添い・保護者の方については、お子さまをプール室へ迎えに行ったりはせずに、まずはご自身の安全確保に努めてください。プール室内のお子さまの避難誘導は、スタッフがを行います。

● 避難経路図 （海南市民温水プール）



 災害発生時（大きな揺れを感じたら…）

災害発生時には、スタッフの指示に従い、下記の避難経路にて速やかに避難してください。

〔プール室にいたときは〕

速やかに退水した後、ビート板で頭部を保護し、安全かつ最短距離となる経路を選択し、避難してください。プールサイド床面にガラス片が散乱している場合は、※避難用スリッパをご使用ください。

〔観覧席・ロビーにいたときは〕～利用者及び保護者の方～

お手持ちのカバン等で頭部を保護し、安全かつ最短距離となる経路を選択し、避難してください。

付添い・保護者の方については、お子さまをプール室へ迎えに行ったりはせずに、まずはご自身の安全確保に努めてください。プール室内のお子さまの避難誘導は、スタッフが行います。

（下津室内プール）

